

事務連絡
令和7年10月10日

地方職員共済組合保健課
東京都職員共済組合医療保険課
全国市町村職員共済組合連合会保健課
警察庁長官官房人事課
文部科学省初等中等教育局財務課

御中

総務省自治行政局公務員部福利課

「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による
被扶養者認定の円滑化の取扱いの恒久化について

標記のことについて、別添のとおり厚生労働省保険局保険課長より通知がありましたので、周知いたします。

これを踏まえ、地方公務員共済組合におかれましても、内容について十分に御留意の上、引き続き適切にご対応いただくようお願い申し上げます。

また、全国市町村職員共済組合連合会におかれましては、この旨を構成組合に周知をお願いします。

総務省自治行政局公務員部福利課企画係
担当：宮田、吉岡
電話：03-5253-5557（直通）

保保発 1001 第 1 号
令和 7 年 10 月 1 日

地方厚生（支）局
全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会
全国土木建築国民健康保険組合
関係各省共済組合等所管課（室）

御中

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)

「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による
被扶養者認定の円滑化の取扱いの恒久化について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段のご努力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

健康保険の被保険者に扶養される者の収入確認については、「収入がある者についての被扶養者の認定について」（昭和 52 年 4 月 6 日付け保発第 9 号・庁保発第 9 号厚生省保険局長・社会保険庁医療保険部長通知）等により、それぞれ御対応いただいているところです。

その上で、これらの事務に関して、「「年収の壁・支援強化パッケージ」について」（令和 5 年 9 月 29 日付け保保発 0929 第 7 号厚生労働省保険局保険課長通知）によりお示ししているとおり、当面の対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」に基づき、「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」を実施しているところですが、今般、この取り扱いについて、当面の対応ではなく、恒久的な取り扱いとするとしたのでお知らせいたします。

なお、具体的な運用にあたっては、「「年収の壁・支援強化パッケージ」における、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて」（令和 5 年 10 月 20 日付け保保発第 3 号厚生労働省保険局保険課長通知。同年 12 月 25 日一部改正）により御対応いただいているところ、この運用についてもこれまでと同様としますので、内容について十分に御留意の上、引き続き適切に御対応いただくようお願い申し上げます。